

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ ワープロで作った遺言書

**Q** : 父が自筆の遺言書を残して亡くなったので、財産を遺言どおりに分けようとしたところ、この遺言書はワープロで打ってあるため無効だと言われました。本当でしょうか。

**A** : 自筆証書遺言は全文を手書きで書かなければならず、ワープロで作成した遺言は効力がありません。

### 【解説】

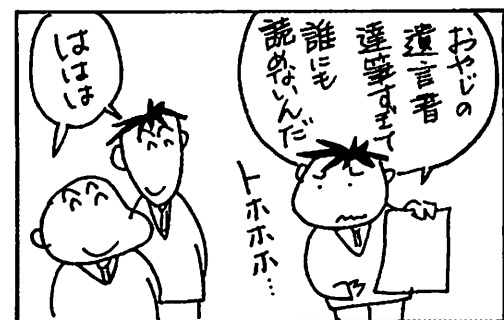
遺言書を作るには、何種類かの方法がありますが、このうち、遺言者自身の手で書かれるものを「自筆証書遺言」といいます。

ところで、最近では、手紙や原稿を手書きで書くのではなく、ワープロやパソコンで文書を作成する人が増えています。

しかし、民法は自筆証書遺言に関して、遺言書の全文を、遺言者が自ら手書きで書くことを求めており、ワープロやパソコンで書いた遺言は、遺言としての効力はありません。

遺言は、書いた人が亡くなった後に効力が生じるものですから、遺言者が本当に作成した遺言書かどうか、争いが生じても遺言者本人に確認のしようがありません。そこで、遺言者本人が自分の意思で間違いなく書いたことを明確にするために自書すること、すなわち手書きで書くことを要求しているのです。たとえ財産の目録部分だけといった一部分だけでも、ワープロやパソコンを使うことはできません。

ご質問のようなケースのほか、日付や押印がないなどの形式の不備で無効となることも多いようですので、注意してください。



KIMIYO・I